

税の申告はお早めに

町県民税、所得税の申告相談

今年も町県民税、所得税の申告時期になりました。申告は、正しく税金を計算し納めるための手続きです。町では、申告相談を次の日程で行います。

なお、申告会場での皆さんの待ち時間を少しでも減らすため、帳簿や領収書などは必ず事前に集計・整理を行い、収支内訳書などを作成して、お越しください。



◎町県民税、所得税の申告会場

町役場 4階大会議室 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)
8時30分～16時(受付は15時30分まで)

地区申告会場	月 日	開設時間
福祉センター	2月22日(金)	9時～16時(受付は15時30分まで)
笠郷公民館	2月27日(水)	9時～16時(受付は15時30分まで)
池辺公民館	3月 1日(金)	9時～16時(受付は15時30分まで)
日吉公民館	3月 6日(水)	9時～16時(受付は15時30分まで)
上多度プラザ	3月 8日(金)	9時～16時(受付は15時30分まで)

※役場庁舎の申告会場では、8時より受付番号札を先着順で配布、その他の申告会場では、8時30分より先着順で配布します。

※順番の呼び出しのときに、不在の場合は、その番号は無効となり、新たに番号札を取り直していただくことになります。

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※日によって、相談まで1時間以上お待ちいただく場合があります。時間に余裕を持って、ご来場ください。

マイナンバーの記載が必要です

町県民税申告書および確定申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載することとなっています。

申告には、①マイナンバーカードか通知カードまたは住民票(マイナンバーの記載があるもの)と、②本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)の提示または写しの添付が必要となります。

自身で作成した申告書を紙面で提出する場合には、上記①マイナンバーカードか通知カードまたはマイナンバーの記載がある住民票と、②本人確認書類の写しの添付が必要です。

! 申告に関する注意事項

- ・税務課窓口では、申告の相談は行いません。提出のみの受付となります。
- ・町の申告会場では、①～⑩の申告は受付していませんので、大垣市民会館で申告してください。
①過年分の申告 ②青色申告 ③消費税・贈与税の申告 ④譲渡所得(取用を除く土地・建物や株式の売買)の申告 ⑤分離課税の申告 ⑥雑損控除の申告 ⑦繰越控除の申告 ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告 ⑨準確定申告(亡くなった人の申告) ⑩その他内容が複雑な申告